## 旅館業法の見直しに係る検討会開催要綱

### 1 趣旨・目的

平成30年6月に施行された旅館業法の一部を改正する法律(平成29年法律第84号。 以下「改正法」という。)による改正後の旅館業法(昭和23年法律第138号)の施行状況 については、改正法附則において「施行後3年を目途として」検討することとされている。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等を背景に、旅館業の事業承継手続の整備について検討する必要があるほか、旅館・ホテルの現場に即した柔軟な感染症対策が行えるよう必要な措置を検討すべきとの声もある。

これらの状況を踏まえ、旅館業法に係る検討課題に対応するため、本検討会を開催する。

# 2 検討事項

- (1) 改正旅館業法の施行状況について
- (2)新型コロナウイルス感染症を踏まえた旅館業法に係る検討課題(第5条、第6条等) への対応について
- (3) その他

### 3 構成等

- (1) 本検討会の構成員は別紙のとおりとし、座長を1名置く。
- (2) 座長は検討会を代表し、会務を総括する。
- (3) 座長に事故が生じた場合は、あらかじめ座長が指名する者がその職務を代理する。
- (4) 構成員は、その申出により、構成員が指名する者を代理で出席させることができる。
- (5) 本検討会は、必要に応じ、構成員以外の有識者の意見を求めることができる。

### 4 運営

- (1) 本検討会は厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官が開催する。
- (2) 本検討会は原則公開とし、会議資料及び議事録についても、後日厚生労働省 HP において公開する。ただし、議事内容により、座長が非公開とすることが必要であると認める場合は、開催予定とともに非公開である旨及びその理由を公開し、会議終了後、可能な範囲で会議資料及び議事要旨を公開する。
- (3) 本検討会の庶務は医薬・生活衛生局生活衛生課が行う。
- (4) この要綱に定めるもののほか、本検討会の運営に関して必要な事項は座長が検討会の 了承を得て、その取扱いを決定するものとする。

# 旅館業法の見直しに係る検討会 構成員名簿

内 田 勝 彦 大分県東部保健所長

○遠 藤 弘 良 聖路加国際大学名誉教授

越智 良典 東洋大学国際観光学部国際観光学科教授

/(一社)日本旅行業協会参与

坂 元 茂 樹 (公財)人権教育啓発推進センター理事長

櫻田 あすか サービス・ツーリズム産業労働組合連合会副会長

多 田 計 介 全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会会長

◎玉 井 和 博 立教大学観光研究所特任研究員

增 田 悦 子 公益社団法人全国消費生活相談員協会理事長

三浦 雅生 五木田・三浦法律事務所銀座オフィス所長弁護士

(五十音順、敬称略)

◎は座長、○は座長代理